小学校の統廃合など

❶ **沼田東小学校**と**沼田北小学校**は、**統合**します。
❷ **利南東小学校**は、**沼田東中学校校舎へ移転**します。
❸ **池田小学校**と**薄根小学校**は、**統合**します。
❹ **白沢小学校**と**多那小学校**は統合し、**利根小学校**とともに**義務教育学校へ移行**します。

年度 項目	R7 ～ R8 （2025-2026）	R9 ～ R10 （2027-2028）	R11 ～ R12 （2029-2030）	R13 ～ R14 （2031-2032）
❶ 沼田東小学校と 沼田北小学校の統合	統合準備など	統合		
❷ 利南東小学校の移転	移転準備など	移転		
❸ 池田小学校と 薄根小学校の統合 ［小中一貫校］	統合準備など	統合		
❹ 白沢小学校と 多那小学校の統合（R8） 利根小学校とともに 義務教育学校へ（R13）	統合準備など 統合	開校準備など		義務教育学校

❺沼田東小学校と沼田北小学校の統合に併せて、柳町と材木町の通学区域を見直します。柳町と材木町の児童は、原則、沼田小学校へ通学しますが、以下のとおり経過措置と特例措置を設けます。

経過措置

期間　令和 10 年度～令和 15 年度　　手続方法　届出書などの提出が必要です

経過措置の内容　以下のとおり

❶ 柳町の児童

区分	要件	経過措置
令和 9 年度時点で沼田北小学校に在学する児童	なし	沼田北小学校と統合する沼田東小学校に、卒業まで通学することが可能です
令和 10 年度～令和 15 年度の各年度の新入学生	統合後の沼田東小学校に通学する兄姉がいる	

❷ 材木町の児童

区分	要件	経過措置
令和 9 年度時点で沼田東小学校に在学する児童	なし	沼田北小学校と統合する沼田東小学校に、卒業まで通学することが可能です
令和 10 年度～令和 15 年度の各年度の新入学生	統合後の沼田東小学校に通学する兄姉がいる	

特例措置

期間　令和 8 年度～令和 9 年度　　手続方法　事前に教育委員会へご相談ください

特例措置の内容　柳町、材木町に住む小学生は、令和 10 年度の統合に先立ち、沼田小学校へ通学することが可能です